

ヒアリングのご参考

※ 防衛関連企業ヒアリングの参考として、これまで検討会で各委員から発言のあった論点等を参照用に列記したもの。今後の検討の方向性を示すものではない。

我が国が開発した装備品の移転

想定されるケース

我が国で製造して移転するケース以外に、相手国での製造や技術移転(我が国企業と相手国企業でJVを設立して生産するケースを含む)を求められる場合が想定される。また、完成品だけでなく、部品やシステムの一部について移転を求められる場合も想定される。維持・整備を実施する場所も、国内の場合、移転先の場合双方が想定される。

1. 事前調整

- ・政策的意義を踏まえた移転案件の検討、政府間調整
- ・移転先の適切性や当該移転が我が国の安全保障に及ぼす懸念の程度にかかる検討(機微技術の管理体制、技術輸出入政策等を含む)
- ・政府間枠組みの作成(相手国の産業保護政策への対応、知的財産の取扱い、情報保全等)
- ・移転に係る官民の役割分担と実現可能性(事業実施時等の対応策含む)についての検討
- ・移転を適切に実施するための情報収集・分析・整理

2. 事業実施(契約・製造等)

- ・新たに必要となる設備投資等(JVへの出資含む)への対応(公的金融の活用を含む)
- ・相手国との取引リスクへの対応(公的金融の活用を含む)
- ・相手国からのオフセット要求(技術移転や相手国での製造等)への対応(知的財産の保護を含む)
- ・装備品の引き渡し
- ・装備品の運用方法に係る教育
- ・装備品の安全性に係る証明の在り方

3. 引き渡し後

- ・移転した装備品の維持・整備(自衛隊又は自衛隊OBの活用を含む)
- ・移転した装備品(部品含む)の適切な管理体制の確保(機微技術の保護、改良技術の取扱い等)

※太字下線部は本ヒアリングで聴取が期待できる事項、

は政府でなければ実施が難しいと考えられるもの

想定されるケース

米国、英国、仏国等先進国との装備品にかかる国際共同開発が想定される。また、開発に主体的に関わらない場合でも、部品や素材の供給という形で、我が国企業が参画するケースも想定される。

1. 事前調整

- ・政策的意義を踏まえた共同開発案件の検討、政府間調整
- ・移転先の適切性や当該移転が我が国の安全保障に及ぼす懸念の程度にかかる検討(機微技術の管理体制、技術輸出入政策等を含む)
- ・政府間枠組みの作成(相手国の貿易保護制度への対応、知的財産の取扱いや、情報保全等)
- ・海外での共同開発の動向を踏まえた仕様とするための開発の在り方
- ・移転に係る官民の役割分担と実現可能性(事業実施時等の対応策含む)についての検討
- ・移転を適切に実施するための情報収集・分析・整理(他国の国際共同開発動向に係る情報収集、国際的に競争力ある技術、部品、素材等の把握を含む)

2. 事業実施

- ・企業との契約形態を含む共同開発体制のあり方
- ・新たな設備投資等に対する対応(公的金融の活用を含む)
- ・開発分担金にかかる取り扱いについて
- ・国際共同開発を始める前に企業が保有していた知的財産の取扱いについて

3. 実施後

- ・適切な管理体制の確認(機微技術の保護、改良技術の取扱等)
- ・開発した装備品の維持・整備への対応(自衛隊又は自衛隊OBの活用を含む)

※太字下線部は本ヒアリングで聴取が期待できる事項、

は政府でなければ実施が難しいと考えられるもの

想定されるケース

米軍の装備品の維持・整備に係る国内企業による役務の提供や、自衛隊と米軍が共通して保有する装備品に係る、共通の維持・整備基盤の構築等が想定される。なお、維持・整備基盤は国内に置かれるケース、国外に置かれるケースの両方があり得る。今後米軍以外の国との後方補給面での連携も想定され得る。

1. 事前調整

- ・政策的意義を踏まえた移転案件の検討、政府間調整
- ・移転先の適切性や当該移転が我が国の安全保障に及ぼす懸念の程度にかかる検討（機微技術の管理体制、技術輸出入政策等を含む）
- ・上記検討を適切に実施するための情報収集・分析・整理
- ・政府間枠組みの作成
- ・他国の装備品の維持・整備に係る継続的な情報収集

2. 事業実施

- ・自衛隊用設備や器具の活用（事業実施、入札の前提となる設備面での支援や初度費の取扱い）
- ・新たに必要となる設備投資等への対応（公的金融の活用を含む）

3. 実施後

- ・適切な管理体制の確保（機微技術の保護、改良技術の取扱い等）

※太字下線部は本ヒアリングで聴取が期待できる事項、

は政府でなければ実施が難しいと考えられるもの

他国への国際協力(装備品の譲渡等)

想定されるケース

ASEAN等に対する海洋安全保障、人道支援・災害救援等の分野における装備品の譲渡や、能力構築支援事業を実施している過程で要望があり、装備品を譲渡するケースが想定される。

1. 事前調整

- ・政策的意義を踏まえた移転先、移転装備品の検討
- ・移転先の適切性や当該移転が我が国の安全保障に及ぼす懸念の程度にかかる検討(機微技術の管理体制、技術輸出入政策等を含む)
- ・政府間枠組みの作成(知的財産の取扱いや、情報保全等)
- ・他国の装備移転等に係る継続的な情報収集・分析・整理

2-1. 用途廃止済装備品の売払

- ・装備品の引き渡しや補修にかかる費用

2-2. 譲渡

- ・譲渡を実施する場合の法的根拠
- ・装備品を譲渡した場合の補填
- ・装備品の引き渡しや補修に要する費用

3. 引き渡し後

- ・移転した装備品(部品含む)の適切な管理体制の確保(機微技術の保護、改良技術の取扱い等)
- ・**移転した装備品の維持・整備に需要がある場合の対応(自衛隊又は自衛隊OBの活用を含む)**

※太字下線部は本ヒアリングで聴取が期待できる事項、

は政府でなければ実施が難しいと考えられるもの